

## 意見書

令和2年 月 日

(宛先) 川崎市長

住所 〒

フリガナ

氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)

川崎市環境影響評価に関する条例 (平成11年川崎市条例第48号) 第21条第1項の規定による意見書を次のとおり提出します。

提出意見に関連する条例準備書の該当  
ページ数又は環境影響評価項目等

準備組合

**<意見> 準備組合の東急系3社は駅前のどこに土地を所有していますか？  
駅前に多くの土地を所有する東急電鉄はなぜ準備組合に参加しないのか？**

**<理由> 準備組合の会社名は、不思議なことに再開発関連書類のどこにも記載がない。**

環境準備書の説明会では、横浜銀行、J A セレサ、東急(株)、他2社といます。

登記所で確認すると20年6月時点で、東急系会社で駅前に土地所有権をもつのは東急電鉄(株)だけです。川崎市に聞くと、組合設立の時点で5社が揃えば問題がないというが、市民は納得できません。

再開発準備組合は最低5社必要であり、開発にあたり「事業計画、資金計画、権利変換」など重要な計画を立案する業務があります。

開発は多額の補助金を使います。そればかりか、公共施設移転という区民生活に多大な影響を与える事業です。準備組合の段階から、市民に対して責任をもって事業計画を立て、住民説明をすることが準備組合の当然の責任です。以下3点をお聞きします。

① 東急系3社はどこに土地を所有しているのでしょうか？

② 登記簿をみると登記されている会社は東急電鉄(株)だけでした。その電鉄(株)が準備組合に入っていないのは、どうしてですか？

③ 本開発では、土砂災害警戒区域で駅裏の線路法面の崩落危険や電車混雑への対応が必要です。準備組合は、「それは事業計画外であり、東急電鉄と川崎市が対応することです」と回答しています。駅前の多くの土地を所有する東急電鉄が準備組合に入らず、上記事項は開発事業外とすることで、東急電鉄の責任を回避しているようにも見えます。東急電鉄は準備組合に参加し、開発者としての責任を果たして欲しいです。